⒀　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）
⒁　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）
⒂　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）
［⒃・⒄　略］
［３～７　略］
［３・４　略］
５　中間連結株主資本等変動計算書
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
６　連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

６　［略］
第３　［略］
別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表者取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します

目　次

［第１～第13　略］
（記載上の注意）
［１～６　略］

⒀　ストック・オプションに関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の２及び第17条の３の規定に準じて記載すること。）
⒁　企業結合に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第42条及び第62条の３の規定に準じて記載すること。）
⒂　事業分離に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12の規定に準じて記載すること。）
［⒃・⒄　同左］
［３～７　同左］
［３・４　同左］
５　［同左］
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。
７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
６　［同左］
第３　［同左］
別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表者取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します

目　次

［第１～第13　同左］
（記載上の注意）
［１～６　同左］